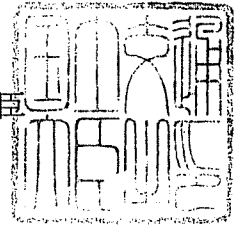




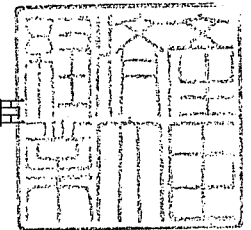
国 総 政 第 7 5 号
国 総 建 整 第 1 0 0 号
平 成 1 9 ・ 1 1 ・ 0 7 中 第 1 号
平 成 1 9 年 1 1 月 2 7 日

関係事業者団体代表者 殿

国 土 交 通 大 臣



経 済 産 業 大 臣



下請事業者への配慮等について

最近の我が国の経済は、このところ一部に弱さが見られるものの、先行きについては、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれる局面にあります。一方、一方で、中小企業の景況感は製造業・非製造業ともに悪化が続くなど、依然厳しい状況が続いております。

このような状況の中で、下請事業者は、経済のグローバル化や下請取引構造の変化等に直面しており、加えて依然として高水準で推移している原油価格や原材料価格などの影響を受け、製造コストや運送に要する燃料費等の上昇を取引対価に転嫁しにくい状況がかなり見られるなど、経営環境の激変に厳しい対応を迫られているところです。

政府としては、従来から、下請事業者の経営基盤を強化する観点から親事業者に対して下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に基づく「振興基準」（別紙参照）の遵守を要請してきたところです。

さらに、政府の成長戦略の一環として「成長力底上げ戦略」が取りまとめられ、「取引価格の決定において下請事業者に十分配慮するよう要請」することとされているところです。

こうした中、特に、年末の金融繁忙期を迎えるに当たり、下請事業者の資金繰りが厳しさを増すことが懸念されることから、貴団体におかれましては、下請事業者が現在置かれている状況を十分御理解いただいた上で、貴団体所属の親事業者に対して、下記の事項を始めとする「振興基準」の遵守について、周知徹底を図るなど適切な措置を講じるよう強く要請いたします。

また、その際には、親事業者の社内において、特に役員等責任者が率先して社員教育等を行い、「振興基準」の幅広い周知に努められるよう併せてお願いいたします。

記

1. 取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定すること。
また、材料費の大幅な変更等経済情勢の変化や発注内容の変更に応じ、対価について随時再協議を行うものとする。
2. 下請代金の支払については、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、かつ、できる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。手形で支払う場合には、手形期間の短縮化につき最大限の配慮を行うこと。
3. 下請事業者が売掛債権を担保等として金融機関から資金を調達できるよう、売掛債権の譲渡につき下請事業者から承諾を求められた場合には適切に対応すること。